

# 国立公園指定と世界遺産登録における吉野の評価とその背景

## Evaluations of Yoshino at the National Park Designation and the World Heritage Inscription and their Backgrounds

渡邊真菜美  
WATANABE Manami

### 1. はじめに

#### (1) 研究の背景と目的、方法

ある地域に存在する複数の要素が、文化財や自然風景地などに関する指定や登録を重複して受けている場合、その管理を行うに当たっては、現場での円滑な制度間連携が必要である。そのためには、それぞれの制度で地域の何が資産として評価され、何が評価されていないのか検証し、共通点と相違点およびその背景を明らかにする必要がある。

世界遺産管理においては、コミュニティの協力が必要とされている。そのためには、UNESCO や ICOMOS、IUCN といった国際機関による評価と、地域の要素との関係を改めて確認する必要がある。

奈良県吉野は、自然風景地に関する指定である国立公園指定と文化財に関する登録である世界文化遺産が登録が併存しており、各法制度の内容を踏まえると、地域に対する評価に大きな違いのあることが予想される。

吉野においては、大峰山脈<sup>注1)</sup>に対する山岳信仰・修験道の聖地、南朝など国の歴史との深い関わり、数多くの芸術作品の題材となる桜の名所など、さまざまな要素がさまざまな観点から評価されてきた。また、江戸時代から産業（吉野林業）が営まれてきており、評価の対象および観点が重層的であり、異なる制度での評価を比較し、その背景を考察する上で、吉野は適切といえる。

今まで見てきた、それまでさまざまに評価されてきた吉野の多様な要素が、国立公園指定および世界遺産登録でどのように評価されたかを把握し、両者の観点の共通点および相違点とその背景を明らかにすることが本研究の目的である。

第3章で国立公園指定における吉野に対する評価を、第4章で世界遺産登録における吉野に対する評価を、それぞれ指定および登録過程における議論も踏まえて明らかにする。第5章では、二つの評価の背景を明らかにするため、国立公園指定前後から世界遺産登録に至るまでの吉野をめぐる国立公園政策、関連する文化財や風景地保存、林業、観光などの政策の変遷を把握した。吉野に存在する、国立公園に指定されていないが、世界遺産の構成資産として登録された範囲は、国立公園指定と世界遺産登録の評価の違いが反映された結果と考え、国立公園指定時と世界遺産登録時の空間の変化を把握した。

研究方法は、国立公園指定時の議事録、世界遺産登録に関わる公式文書および関連統計書など文献調査を主

とし、地形図や GIS を用いた空間分析も行った。各章の冒頭で詳述する。

各制度や資料における評価された対象は、先述した通り森林および桜、歴史や信仰、産業などさまざまな要素であるため、それぞれを一貫して整理する項目として、「資産」（評価の対象となる実空間や実物）と「情報」

（歴史、信仰、産業、文化、思想などの地域に関する情報）を設定した。さらに、国立公園指定および世界遺産登録およびそれらに関する議論において取り上げられた頻度から、「資産」は桜と森林、「情報」は国史（国家的な歴史）、信仰（修験道）、産業（林業）とした。

#### (2) 先行研究

桜の名所<sup>注2)</sup>としての吉野山に関する研究は、文学研究が大半である<sup>1)</sup>。吉野熊野国立公園の成立過程を追った研究はあるが、熊野<sup>2)</sup>や、南の公園中央部の区域変更<sup>3)</sup>に主な関心があった。文化財や自然環境などの制度上の指定について吉野に限定して論じた研究はない。吉野林業に関しては、地域の史料を発掘した経済史的研究が多い。国立公園内での産業に触れた研究はあるが<sup>4)</sup>、産業に対する評価を取り上げた研究はまだない。

### 2. 対象地の特徴

本研究では、金峯山寺を中心に古社寺の集まる地域である吉野山とその周辺を対象とした（図-1）。

吉野山全域は1924年に史跡および名勝、1936年には吉野熊野国立公園の一部に指定、2004年に世界文化遺産（文化的景観）の「紀伊山地の霊場と参詣道」の一部に登録されている。

### 3. 国立公園指定時の吉野に対する評価

#### (1) 目的・方法

内務省国立公園委員会、および実質的に国立公園指定の議論を主導していた特別委員会の議事録<sup>5)</sup>を中心に雑誌『国立公園』の記事も参照し、吉野の指定に至るまでの議論を把握し、評価された資産と情報を把握・整理した。

また、特定の評価を強く主張している学者については、その評価に至った思想的背景を先行研究や著作から考察した。

#### (2) 評価された資産と情報

1921年より内務省衛生局で、林学博士・田村剛を中心に国立公園設置に向けた議論が本格化した。



図-1 吉野における世界遺産、国立公園、林業地域の位置 (ArcGIS で作成)

1932年、大台ヶ原や大峰山脈を主としていた国立公園案に吉野を含めることが議論され始める。特別委員会の委員による現地調査が行われ、その後の議論で吉野編入を求める意見が相次ぐ。歴史的な貴重さに加え、人工林の美しさが理由に挙げられた。後者は特に林学者の本多静六が強く訴え、三好學も評価していた。

1932年10月に、正式な国立公園候補地が12ヶ所に整理されて決定する。その一つとして、吉野及熊野国立公園案が選ばれ、区域は吉野と熊野に拡張し、吉野が国立公園区域に含まれた。

1935年に「吉野熊野国立公園区域案」が提案され、吉野郡の林業家からの要望を受けて吉野林業地にあたる区域が大幅に縮小され、吉野山と大峰山脈を結ぶ「回廊」状の区域が除外され、吉野山は飛び地になる。吉野を取り入れた理由として、国史との関係性を評価した説明が行われた一方、人工林美への言及はなかった。

本多は、吉野林業地を縮小したことに強く反発するが、特別委員会でこの区域案は合意され、1936年2月に正式に国立公園指定に至る。

結果、吉野山については国史との関係性のみが評価されて国立公園指定が行われ、人工林の美は評価から外れた。

当時、経営が安定し十分に管理された林業地に美を見出す森林美学が、ドイツから日本に導入されていた。造林学者である本多は森林美学の影響を受けており<sup>6)</sup>、吉野の人工林についても管理され整然とした森林の美を評価したと考えられる。

一方、同じく人工林の美を評価していた三好學は、日本を代表する植物として杉に注目しており<sup>7)</sup>、また天然の植物美だけでなく人工的な植物美もあると考えてい

た<sup>8)</sup>。三好が用いた「景観」の概念では人間の作用による群落も植物景観とみなされた<sup>9)</sup>。以上のような考え方が総合されて、吉野の人工林の評価につながったと考えられる。

田村剛は公園区域のまとまりを重視し飛び地指定に否定的<sup>10)</sup>で、「回廊」区域の除外で本来の方針に反せざるをえなくなったため、国史上の重要性を強調して正当化したと推察される。

### (3) 小括

国立公園指定の過程では、本多と三好によって森林、すなわち人工林の美的価値および産業が見出された時期もあったが、最終的に国立公園指定時に吉野が評価されたのは具体的資産ではなく、情報である国史であった。また、議論の過程においても桜は全く言及されていなかった(表-1)。

表-1 国立公園指定における吉野に対する評価1

年月	制度指定に関する出来事	資産の評価		情報の評価		
		桜	森林	国史	信仰	産業
1923年2月	奈良県吉野郡を中心とする国立公園設定に関する建議案			○	○	
1932年3月	第6回 国立公園選定に関する特別委員会					
1932年	第2回 懇談会		本多静六 (林学)	藤村義朗 (委員長) 正木直彦 (美術行政家)		本多
1932年	第3回 懇談会		三好學 (植物学)			三好
1932年10月	第2回 国立公園委員会			○		
1935年12月	第7回 国立公園委員会			○		
1935年12月	第2回 区域決定に関する特別委員会		本多 三好			本多 三好
1935年12月	第3回 区域決定に関する特別委員会		本多			本多
1936年2月	「吉野熊野国立公園」指定			○		

注1)表中、人名は議事録から判明した国立公園委員会特別委員会における発言者、○は記述の見られたものを示す。  
 注2)地元議員が帝国議会で国立公園設置の審議を要望した議案書。  
 注3)1932年夏に国立公園委員会特別委員による吉野での現地調査が行われた。懇談会は現地調査後に開かれた特別委員会の非公式会合である。  
 注4)「吉野及熊野国立公園案」が選定され、吉野が初めて国立公園候補地区域に含まれた。

## 4. 世界遺産登録における吉野に対する評価

### (1) 目的

世界遺産登録審査および登録後の保全状況の審査、保存管理において、日本(行政)およびUNESCOと世界遺産登録の可否を審査する諮問機関であるICOMOS(国際記念物遺跡会議、International Council on Monuments and Sites)が吉野をどのように評価したか、明らかにする。

### (2) 方法

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」関連の公的資料の分析を行った。日本政府や推薦自治体の認識を示す日本資料(登録推薦書、保存管理計画書)とUNESCO/ICOMOSの判断や決定を示したUNESCO資料(評価報告書、保全状況審査報告書、「顕著な普遍的価値のステートメント」)において評価された資産と情報を把握した。

### (3) 日本とUNESCO/ICOMOSの評価の共通点、相違点

日本資料とUNESCO資料はともに、修験道の聖地や

山岳修行の拠点であることに加え、古代の自然崇拜、神道と仏教の融合、宗教建築史上の影響など多くの特色を挙げ、信仰の側面を強調している。

日本資料では、世界遺産登録対象地域や巡礼路沿道に人工林が多いことを評価とは別に事実として述べ、森林を地域の社会経済と関連付けている。

一方、UNESCO 資料では人工林の存在や伝統的に林業地であることに言及していなかった。ICOMOS の評価報告書は、冒頭でまず対象地の文化的資質として森林に覆われた山々を挙げ、具体の植物名を詳細に列挙している。森林は、信仰の山である世界遺産全体の価値においてきわめて重要とされ、聖地と巡礼路を森林が取り巻いているのが、紀伊山地の「信仰の山」の景観であるとみなしている<sup>11)</sup>。自然と信仰を結びつけた記述もみられた<sup>12)</sup>。

(4) 小括

日本は信仰と森林を別々に示していたにもかかわらず、UNESCO/ICOMOS は信仰を中心に吉野を評価し、森林に強い関心を示していた。特に巡礼路を取り巻く森林を重視し、その神聖性を強調していた。

吉野の森林という資産には産業という情報があるが、UNESCO/ICOMOS の評価ではこの関係性が捉えられていなかった。(表-2)。

表-2. 世界遺産登録における吉野に対する評価

	年	資料	評価主体	資産		情報		
				桜	森林	国史	信仰	産業
世界遺産登録時	2004	登録推薦書	日本	○	事実の言及		◎	事実の言及
	2004	ICOMOS 評価報告書	UNESCO/ICOMOS	○	◎		◎	
世界遺産登録後	2005	保存管理計画書	日本	○	事実の言及	○	◎	事実の言及
	2006	ICOMOS 保全状況審査報告書	UNESCO/ICOMOS		◎			
	2013	顕著な普遍的価値のステートメント	UNESCO/ICOMOS		◎		◎	

注)○：肯定的な評価、◎：特に高い評価や強調

5. 吉野をめぐる政策および空間の変化

(1) 国立公園政策

(i) 国立公園制度の導入

大正末期から昭和初期に行われた日本初の国立公園指定について、その過程や背景を追った先行研究から当時採られた考え方に関する知見を把握した。国立公園当局には、伝統的な日本の風景観から離れ、主にレクリエーション利用のための大スケールの自然風景、とりわけ山岳風景を貴重とする考え方があった。

(ii) 国立公園行政の特徴

吉野を含む昭和期の 12ヶ所の国立公園指定後の、国立公園に対する国の思想を先行研究から検討する。

戦後、国立公園における産業・観光開発と観光的利用が激化し、生態系の保護への要請が高まった。次いで 1990 年代からは国際的な潮流の影響を受け、「生物多様性」が重視されるようになった。その要請を受け、国立公園政策における自然風景地の評価も、地形を重視した大自然の風景地から生態系・生物多様性へと重心を移していった。

(iii) 国立公園としての吉野における風景評価の変遷

吉野における国立公園管理行政の風景評価を示す記

述を、環境省や国立国会図書館から資料を入手して収集し、変遷を把握した。

主な資料は、吉野熊野国立公園指定書及び公園計画書<sup>13)</sup>(1988 年版)、同国立公園吉野地域吉野山管理計画区の管理計画書(1990 年版、2001 年版)である。さらに一般向けのものも含めて、厚生省、環境庁、環境省および雑誌『国立公園』はじめ国立公園協会が発行した資料を収集し、本論文で定義する吉野について記述のあった記事を抽出した。

国立公園管理行政による刊行物 8 点と一般書籍 12 点となった。事実の言及のみにとどまる記述(表-3 中○)と、積極的な評価がなされている記述(表-3 中◎)に分けて、その出現頻度を把握した。前者と後者の区別は積極的、肯定的な評価を含む形容詞(歴史に彩られた地、など)、動詞(桜が咲きほこり、など)、名詞(人工森林美の極致、など)の有無で判断した。

国立公園指定後 1950 年代までの資料では、桜や森林という資産、国史・信仰・産業という情報がいずれも言及され、その魅力や重要性を訴える多面的な評価が見られた。しかし、時代が下るとともに森林に対する美的評価や、国史および信仰に対する評価は見られなくなり、客観的事実の言及にとどまる記述が多くなった。ただし、桜に対する評価のみが一貫して続いた(表-3)。

現行の国立公園管理計画書では植生、動物相の豊かさが強調されている。自然環境保護の観点から林業の

表-3 吉野における国立公園の風景評価に関する資料の記述(詳細な記述内容は本論末史料-18を参照)

資料 ID	資料名	年	資産		情報		
			桜	森林	国史	信仰	産業
国立公園管理行政による刊行物							
1	厚生省大臣官房国立公園部編：国立公園日本観光特選：全国身体障害者福祉協議会	1951	◎		○		
2	厚生省国立公園部監修、国立公園協会著：国立公園のはなし	1952	◎	○		○	○
3	厚生省国立公園局：日本の国立公園：三和銀行	1964		◎		○	◎
4	環境庁：吉野熊野国立公園指定書 昭和 63 年 11 月 7 日	1988	○	○	○	◎	○
5	環境庁：吉野熊野国立公園公園計画書 昭和 63 年 11 月 7 日	1988	○	◎	○	○	◎
6	環境省(1990)：吉野熊野国立公園 平成 2 年管理計画	1990	◎	○	○	◎	○
7	環境省(2001)：吉野熊野国立公園 平成 13 年管理計画	2001	◎	○	○	○	○
8	環境省自然環境局(2015)：日本の国立公園(パンフレット、地図)	2015	○		○		
			◎4	◎2	◎0	◎2	◎2
			○3	○4	○6	○4	○4
一般向け書籍							
9	国立公園協会(1951)：日本の国立公園	1951	◎	◎	◎	◎	◎
10	国立公園協会(1952)：国立公園写真集 国立公園法制定 20 周年記念：朋文堂	1952	◎				
11	国立公園協会(1953)：国立公園シリーズ 10 吉野熊野国立公園：朋文堂	1953	◎	◎	◎	◎	◎
12	国立公園協会(1956)：国立公園写真読本：東都書房	1956	◎	◎	◎	◎	◎
13	National Parks Association of Japan(1957)：National Parks of Japan：Tokyo News Service	1957	◎		◎	○	
14	国立公園協会(1977)：画集美しき日本 代表洋画家が描く国立公園七十八景：実業之日本社	1977	◎		◎	○	
15	国立公園協会(1981)：日本の風景 自然公園 50 周年記念 国立公園写真集：ぎょうせい	1981	◎	○	○		○
16	国立公園協会、日本自然保護協会(1989)：日本の自然公園：講談社	1989	◎	○	◎	◎	○
17	鹿子木孟郎、林静一郎(1991)：国立公園絵画シリーズ(24) 吉野連山(吉野熊野国立公園)：国立公園 494	1991			◎	◎	
18	国立公園協会(1995)：国立公園図鑑：大蔵省印刷局	1995	◎			○	
19	菅沼孝之(1996)：還暦を迎えた吉野熊野国立公園大台ヶ原(吉野熊野国立公園指定 60 周年)：国立公園 543	1996	○	○	○		○
20	福井良盟(2006)：日本の心の源流(特集 吉野熊野国立公園指定七〇周年)：国立公園 642	2006	◎		◎	◎	
※○ 事実の言及のみ(本文表-7 参照)			◎10	◎3	◎8	◎6	◎3
◎ 積極的に評価(本文表-7 参照)			○1	○3	○2	○3	○3

過度な拡大を懸念している。桜を資源として重視し、具体的な保全対象としてヤマザクラのみを挙げている<sup>14)</sup>。

## (2) 各種関連政策

### (i) 文化財および風景地の保存政策

吉野公園(1894年)や吉野山保勝会(1916年)、史跡および名勝(1924年)などの設立文書、指定文書では、国史との関係性や修験道の拠点であること、桜の名所であることが強調されていた。国立公園以前の制度では、旧来の桜と歴史の吉野山の風景観が基礎となっていたといえる。

### (ii) 林業政策

1960年から2000年にかけて10年ごとに調査がなされた林業センサスから、吉野林業地域である奈良県吉野町、東吉野村、川上村、黒滝村の4村およびその周辺10町村の調査年ごとの人工林面積の変化を把握した(図-2)。

1960年では吉野林業地域の人工林面積が突出していたが、1970年代にかけて周辺市町村で人工林面積が急増し、2000年では吉野林業地域の町村を上回る周辺市町村もある。全体的に人工林が拡大し、吉野林業地域の空間的特色が埋没していった様子が伺える。

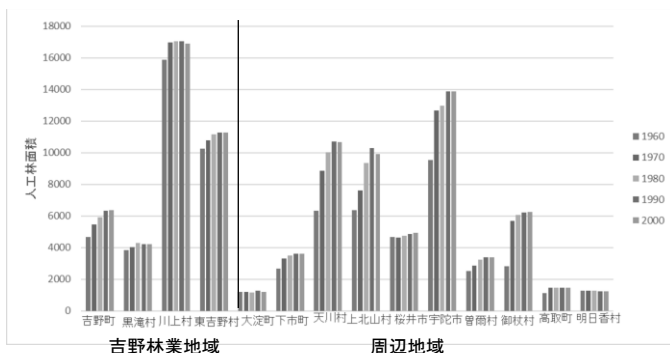


図-2 吉野林業地域および周辺町村の人工林面積の変化

### (iii) 観光政策

戦後の国土開発の基本的方向を示す計画の第二次版で、1969年に閣議決定された、新全国総合開発計画(以下、新全総)より国の観光政策における国立公園の位置づけを把握した。

新全総の観光に関する章では、観光対象として自然だけが扱われている。自然観光地域の整備が掲げられ、国立公園や国定公園も対象となっており、吉野熊野の名前も挙げられている<sup>15)</sup>。

## (3) 大峯奥駈道(「回廊」区域)の空間・景観

### (i) 目的および対象・方法

吉野山と南の大峰山脈を結ぶ回廊状の区域(図-3)は、国立公園指定の際公園区域案に一度は含まれながら最終指定で除外された。世界遺産登録には構成資産・大峯奥駈道とバッファゾーンとして含まれた。

同区域は、拡大造林の時期に、国立公園の規制を受けなかったために景観変化が生じた可能性がある。

世界遺産では巡礼路を視点場とした森林の景観が評価されたことから、「回廊」区域における空間・景観の変化を、土地利用、可視領域、圍繞感から把握する。

### (ii) 土地利用の変遷と可視領域

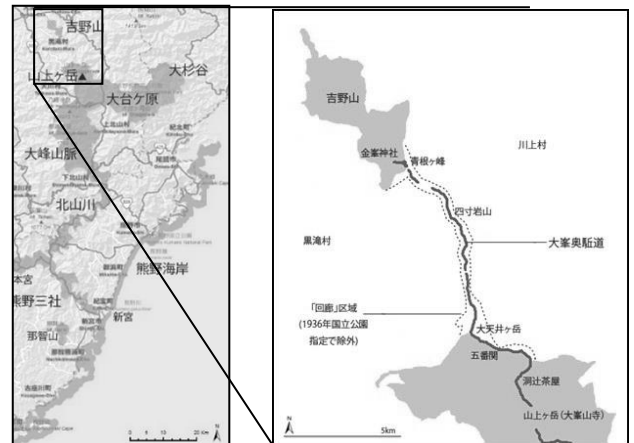


図-3 現行吉野熊野国立公園区域と大峯奥駈道 (ArcGIS、内務省衛生局(1932):「国立公園候補地地図」、環境省所蔵より作成)

国土地理院地形図および環境省の植生図を用い、1913年から現在までの「回廊」区域周辺の土地利用の変遷を図にまとめた(図-4)。

さらに、ArcGISを用いて、「回廊」区域である大峯奥駈道の両側でどのような植生が展開するか、植生ごとの距離を、左右両沿道で計測した(図-5)。

土地利用の変遷図に基づいて、10mメッシュマップよりArcGISを用いて「回廊」区域の大峯奥駈道からの可視領域を調べた(図-6)。

「回廊」区域沿道の植生は、過去には針葉樹に加え荒地や広葉樹林も広がっており、遠景に稜線も見えていたと推測される。現在は単一の針葉樹で囲まれている(図-7)。

戦後から高度経済成長にかけて行われた拡大造林によって、1940年代以降新たに林道が整備され、荒地や広葉樹林が人工林化し道の両側が針葉樹林になっていったとみられる。大峯奥駈道からは、過去には様々な植生が眺められ、かつて修験者たちが道を進んでいった際の視覚的な体験は多様なものだった。しかし、現在では、主にスギ林が見える単調な景観へ変化している。

### (iii) 圍繞感

大峯奥駈道において来訪者が周辺の森林との関係において感じる囲まれ感(圍繞感)について、森林先端への仰角を算出し<sup>注3)</sup>、過去と現在で比較を行った。

1913年地形図上で、大峯奥駈道周辺で荒地の最も広がっている部分の中心線上の点Aに視点場(来訪者の位置)を設定して算出した(図-6)。

ArcGISと現地踏査での目視により、視点場Aと視対象(森林)間の距離は1913年は荒地地を挟み390m、現在は荒地地が人工林化しているため1m、森林の高さと来訪者の視点の位置の差は、2016年8月12日の現地踏査で目視により15mと設定し、施業方法に大きな変化はないため1913年においても同様とした。

結果、1913年では地点Aの来訪者が森林を見た仰角は、圍繞感が消失する14度以下の約2.2度で、圍繞感は全くなかった。一方、現在の仰角は、完璧な圍繞感が生じる45度以上の約86.2度で、現地踏査においても完全な圍繞感が感じられた(図-8)。

大峯奥駈道上では、過去に修験者たちが道を利用し

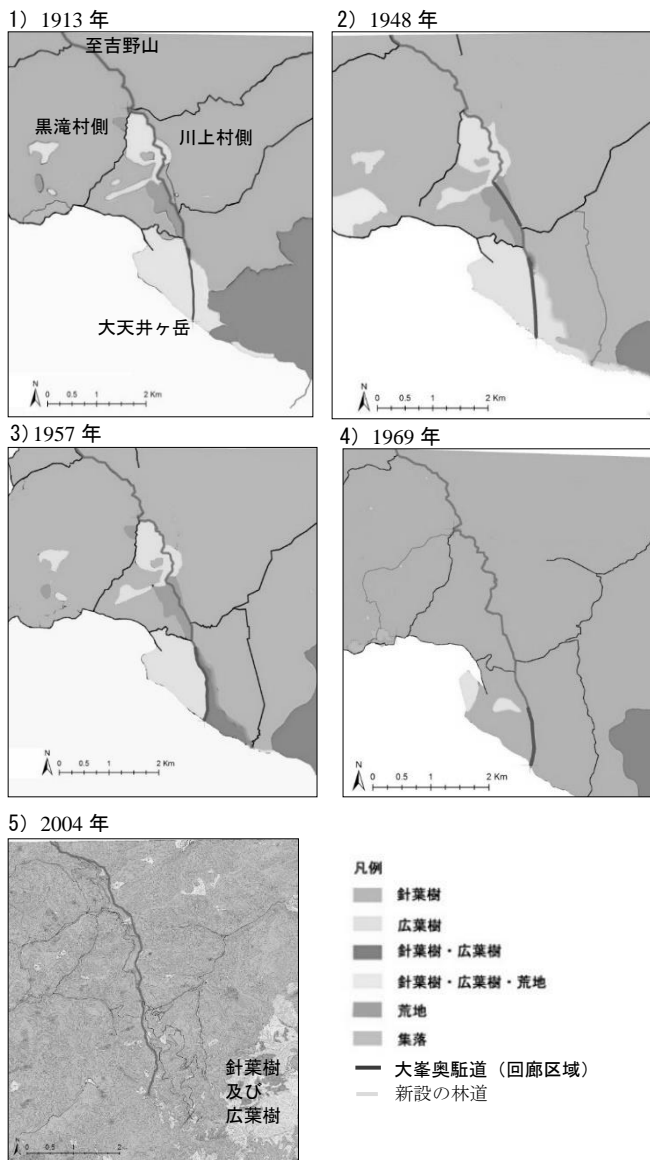


図-4 「回廊」区域の土地利用

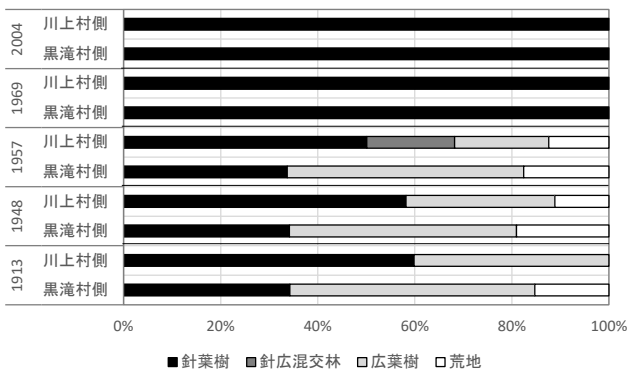


図-5 「回廊」区域沿道の植生比変化

ていたときは、周囲が荒地で視界が開け圍繞感のない場所もあったが、現在は人工スギ林が密集し、常に圍繞感が生じている。

#### (4) 小括

吉野熊野国立公園は大正末期から昭和期にかけての国立公園計画における、伝統的な日本の風景観から離れ大スケールの自然風景を貴重とする思想の下で指定

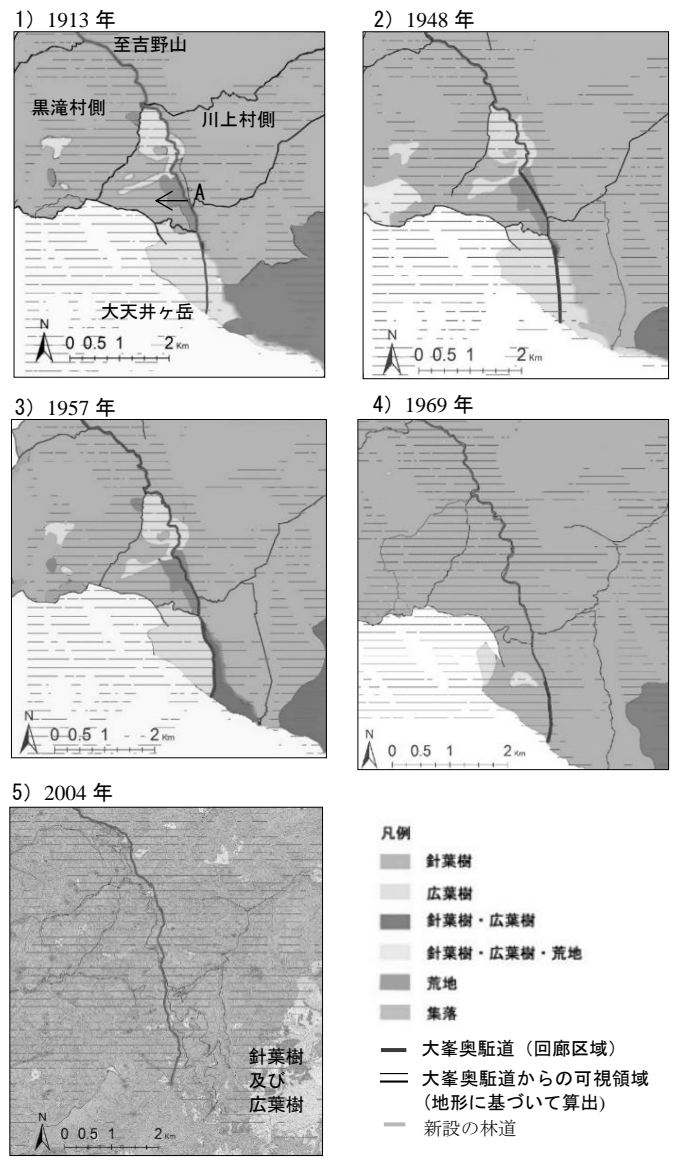


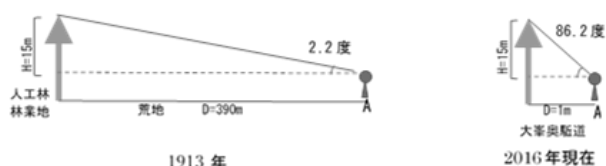
図-6 「回廊」区域からの可視領域



図-7 吉野林業地域および周辺町村の人工林面積の変化

された。ただ、指定過程においては吉野の桜は評価されなかった。

国立公園行政の変化に伴い、吉野熊野国立公園の管理においても植生や動物の豊富さが重視され、単一な植生である人工林は評価されなくなっていった。



図—8 1913年と現在における大峯奥駈道上の視点場 Aから林地(人工林)を眺めた仰角

さらに、拡大造林で吉野林業地域の周辺でも人工林化が進み、空間的に人工スギ林が広がる吉野の特殊性が認識されにくくなっていった。

自然観光を促進した国の観光開発政策を受けて、国立公園ではわかりやすい自然観光資源として、指定時には全く言及されていなかった桜に注目が集まるようになり、桜が国立公園としての吉野の主要な風景として評価されていった。

大峯奥駈道の「回廊」区域は国立公園区域から除外された結果、戦後拡大造林が進んだ。かつては荒地も広がり視界が開けていた場所もあったが、密な人工林が沿道の際まで拡大し取り囲むようになっていった。

## 6. 結論

国立公園指定では、具体の資産は評価の対象となっておらず、情報である国史が最終的に評価されていた。ただし、指定過程では人工林も評価されており、森林という対象と産業という情報が結びつけられていた。

世界遺産登録では、日本資料が評価とは別に、森林と産業を結びつけて人工林を紹介していたにもかかわらず、UNESCO 資料では、専ら信仰という観点からの評価に基づいて、森林が、産業ではなく信仰と結びついて評価されていた。

日本資料では、常に国史は評価され続けてきた。それに信仰が加わるなどしてきた。これらの情報は桜や森林などの資産と結びつけられるというよりは、吉野全体に結びついていた。一方、資産である森林は産業と結びつけて評価され続け、桜は観光資源として独立して評価されていたといえる。一方、UNESCO 資料では、国史は全く言及されず、森林は信仰と結びつけられて評価されており、視点が異なっていた(表-4)。

日本では、巡礼路という資産は信仰という情報と、人工林という資産は産業という情報と結びつけられ、巡礼路と森林が別々に捉えられてきた。

一方、UNESCO/ICOMOS は、UNESCO 資料の森林に関する記述の多くは紀伊山地全体に対するものではあるものの、森林と産業を結びつけることなく、巡礼路と一体的な資産として「信仰」を結びつけ、神聖性を読み込んだ。

世界遺産登録という国際的な評価においては、地域の資産(巡礼路および森林)と情報(信仰、産業)が正確に関連づけられていなかった。森林を神聖と価値づけるだけでなく背後の産業を踏まえて、指定・登録や保全管理に向けた議論を行っていくことが必要だろう。

吉野では、コミュニティである林業家たちが高度な技術で長年山林を管理し、周囲の森林が築かれてきた。

国際機関や日本の行政が、林業家の営みを評価し、遺産保護の枠組みの中で、地域の産業として持続できる

表—4 国立公園指定と世界遺産登録における吉野に対する評価

	資産		情報			
	桜	森林	国史	信仰	産業	
国立公園指定	×	(○)	○	×	(○)	
国立公園指定～世界遺産登録	○	△	△	△	△	
世界遺産登録	日本	○	事実の言及	△	○	事実の言及
	UNESCO/ICOMOS	△	○	×	○	×

○全般的な評価 △一部の資料でのみ評価 ×評価なし

よう支援していく必要がある。

注

- 1)大峰山脈の「おおみね」については、資料や論文により「大峰」あるいは「大峯」が用いられているが、本研究では地形、地理の観点で山脈を指す場合は「大峰(山脈)」を、修験道の霊場を指す場合は「大峯(山)」と表記する。
- 2)本研究では、吉野の桜を指す表現として、制度として、1924年に名勝指定された吉野山を指す場合は「名勝」、古くからの有名な見どころとしての吉野山を指す場合は「名所」を用いる。
- 3)視対象の高さと視点場の視点位置の差(H)に対する、視対象と視点場間の距離(D)の比率から、視点場から視対象の頂点を見た仰角が計算される。Sprengen(1965)によれば、仰角45度(H:D=1:1)で完璧な圍繞感が生じ、仰角18度(H:D=1:3)で最低限の囲みを感じられ、仰角14度(H:D=1:4)で圍繞感が消失する。

参考文献

- 1)鳥越皓之：花をたずねて吉野山—その歴史とエコロジー、集英社、2003
- 2)神田孝治：吉野熊野国立公園の指定と熊野風景の変容、和歌山大学観光学部設置記念論集、pp.99-113、2003
- 3)村串仁三郎：国立公園成立史の研究—開発と自然保護の確執を中心に—、法政大学出版局、2012
- 4)水谷知生：吉野熊野国立公園指定時の私有林との調整結果とその意味、ランドスケープ研究オンライン論文集7、pp.81-88、2014
- 5)国立公園審議会一般・昭和6～10年、国立公文書館所蔵、1931-1935
- 6)清水裕子、伊藤精悟、川崎圭造：戦前における「森林美学」から「風致施業」への展開、ランドスケープ研究69(5)、pp.395-398、2006
- 7)三好學：史蹟名勝天然記念物保存ニ就テ、国際観光委員会、p.19、1931
- 8)三好學：植物生態美観、富山房、p.8、1902
- 9)小野良平：三好學による用語「景観」の意味および導入意図、ランドスケープ研究(71)5、pp.436-438、2008
- 10)水谷知生：吉野熊野国立公園熊野地域の選定における地元の要望と風景認識、ランドスケープ研究オンライン論文集7、pp.91-92、2014
- 西田正憲：1930年代における12国立公園誕生の国立公園委員会にみる風景の政治学、ランドスケープ研究オンライン論文集9、pp.43-44、2016
- 11) UNESCO World Heritage Center : Sacred Sites and Pilgrimage Routes in the Kii Mountain Range: ICOMOS Advisory Body Evaluation <<http://whc.unesco.org/en/list/1142/documents/>> PDF 2016.11.01 更新、2016.11.03 参照、p.34、2004
- 12) UNESCO World Heritage Center : Sacred Sites and Pilgrimage Routes in the Kii Mountain Range: ICOMOS Advisory Body Evaluation <<http://whc.unesco.org/en/list/1142/documents/>> PDF 2016.11.01 更新、2016.11.03 参照、p.40、2004
- UNESCO World Heritage Center : World Heritage Committee 30th session, 7B. State of conservation reports of properties inscribed on the World Heritage List, Sacred Sites and Pilgrimage Routes in the Kii Mountain Range<<http://whc.unesco.org/en/documents/6529>> PDF 2016.11.01 更新、2016.11.04 参照、pp.169-171、2006
- 13) 環境庁：吉野熊野国立公園指定書及び公園計画書 昭和63年11月7日、1988
- 14)環境省：吉野熊野国立公園 吉野地域管理計画書、国立国会図書館所蔵、pp.1-2、2001
- 15)国土交通省：新全国総合開発計画(増補) <<https://www.mlit.go.jp/common/001135929.pdf>> PDF 2017.06.15 参照、1969